

4-B-11

就園している幼児期後期の「気になる子」の地域における フォローアップ体制構築に関する基礎的研究

坂井利衣¹⁾

光安早織¹⁾

子どもを取り巻く現場において、自閉症スペクトラムや注意欠如多動症の発達障がいの診断はされていないが、その症状が集団生活で目立つ幼児期後期の就園児（以下、「気になる子」）の増加が多く指摘されている。

発達障がいの発見の場は、母子保健法に基づき市町村が実施している1歳6か月児健診と3歳児健診があるが、とくに注意欠如多動症などの発達障がいは、集団生活に慣れ始める5歳頃までにはその特性が現れるとされており、市町村が任意で実施している5歳児健診は意義があると考えられる。現に、3歳児健診では発見されなかった発達障がい児が、5歳児健診において新たに発見される可能性があるとの報告もある。さらに、「気になる子」は、3歳児健診だけではマンツーマンでの聞き取りや行動評価の限界から、適切に要支援と判断されにくい例も多いという報告もある。しかし、5歳児健診を実施している市町村は少ない現状がある。「気になる子」が、入学前から適切な支援を受けることができないまま就学を迎えると、学校生活への適応困難が生じ、不登校や母子関係悪化などの二次障害が発生する可能性がある。そこで保育士や幼稚園教諭が、いかに「気になる子」を早期に発見し、適切な支援施設につなげることができるかが重要な役割をもつといえる。

本研究は、就園している幼児期後期の「気になる子」の地域におけるフォローアップ体制構築に関する基礎的資料を得ることを目的とする。

1) 保健科学部看護学科